

日本共産党 さっぽろ市議団ニュース

No. 363 2024年10月19日

日本共産党札幌市議団 事務局 TEL 211-3221/fax 218-5124

公園トイレは災害時の備え

10月4日 決算委員会 さとう市議

「存廃の検討時に位置付けを」の質問に、「災害の視点受け止めて意見交換に臨む」と市答弁

札幌市は市内 2708 カ所の街区公園のうち、495 カ所 (20.5%) に設置されているトイレを、2029 年までの 10 年間に、475 カ所について廃止する方針（「札幌市公園施設長寿命化計画」）です。すでに 13 カ所が廃止（今年見込み含む）されました。

市は、さとう綾市議の質問に、廃止前にアンケートや利用者数調査をおこない地域住民に案内し意見交換会を実施するなど住民との共有を図っていて、実際に住民からトイレの必要性が訴えられ、引き続き存置した例もあると説明しました。

さとう市議は、地域のお祭りなど様々な行事の際に利用されている

と、地域の声的大事だと強調し、「見交換やニーズ調査の際、胆振東部地震のときの公園の水の利用やトイレの利用状況もお聞きしているのか」「災害時にどこのトイレや水場が利用できるのか、そうしたことも含めて検討することが、災害時の備えとして必要かと思いますが、実際に存廃の検討時にはどう位置付けされているのか」と質問しました。

高橋秀士みどりの推進部長は、「災害の視点からの意見というのは、重く受け止めて意見交換していきたい」と答弁。さとう市議は、廃止を前提とすると意見交換を踏まえた検討も薄れてしまうと懸念をのべ、札

幌市公園整備方針で、「実際に整備を進めていく中で、本方針の効果を検証する必要」に言及されていることを紹介し、トイレが廃止された公園の利用者の意見を検証に反映させ、今後の公園整備における地域住民との協議に生かすよう求めました。



みどり保全創出地域制度の評価基準見直しを／小形市議

運用状況や維持管理ふまえ検討と天野副市長／10月4日 決算特別委員会

小形かおり市議は、第 3 回定例会でとりあげた樹冠で覆う緑の創出に関わる、「みどり保全創出地域制度」について質問しました。同制度は、1000 m²以上の敷地で、建築物や宅地造成などの土地を使用する際に事業者



に、一定の緑化を義務付けるもの。

2022 年の代表質問で市は、「市街地再

開発事業では、同制度の標準的な基準値の3割増しの値を採択基準にしている」と、日本共産党に答えました。都心部の緑化率の上限を引き上げているという説明でしたが、小形市議は、再開発された都心を見渡しても緑が豊かに茂っているとはいえない状況がみられると指摘し、樹木の育成状態を視野にしているのかと質問しました。鈴木浩二みどりの管理担当部長は、事業者が行う緑化面積の算出は、歩道沿いなどの人の目につきやすいエリアへの植樹や、樹冠の大きい木を誘導していると答弁。続いて、先の代表質問で「樹冠被覆率も、都市の緑化

状態を測る様々な数値のひとつとして今後活用してまいりたい」との考えを示していた天野周治副市長に対し、小形市議は、2001 年のみどり保全創出地域制度の評価基準などの見直しとともに、「みどりのボリュームのさらなる創出」「土の確保」「再開後の樹木の育成状態」などについて評価・点検する仕組みを検討する考えはないのかと質問しました。副市長は、「(制度の) 運用状況、あるいは維持管理面も踏まえながら、これまで行ってきた上限、さらには見直す必要があるのかなどについて今後検討してまいりたい」と答えました。